

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>雇用保険法等の一部を改正する法律案 (雇用保険法の一部改正)</p> <p>第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>(削る)</p>	<p>雇用保険法等の一部を改正する法律案 (雇用保険法の一部改正)</p> <p>第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第六十六条第一項第一号中「当該求職者給付に要する費用の四分の一」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合」に改め、同号に次のように加える。</p> <p>イ 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合、当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の一</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合、当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の一</p> <p>第六十六条第一項第二号中「当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、</p>

当該イ又はロに定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 前号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

ロ 前号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三十分の一

第六十六条第二項中「掲げる」を「規定する日雇労働求職者給付金以外の」に改め、同条第三項第一号イ中「同条第五項」の下に「(同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

(削る)

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二 国庫は、毎会計年度において、政令で定める基

第六十六条第二項中「掲げる」を「規定する日雇労働求職者給付金以外の」に改め、「毎会計年度」の下に「(国庫が同号ロの規定による負担額を負担する会計年度を除く。)」を加え、同条第三項第一号イ中「同条第五項」の下に「(同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を、「この条」の下に「及び第六十七条の二」を加え、同条第五項中「毎会計年度」の下に「(国庫が第一項第二号ロの規定による負担額を負担する会計年度を除く。)」を加え、「第一項第二号」を「同項第二号」に改める。

第六十七条中「国庫は」の下に、「次に掲げる区分によつて」を加え、「三分の一」を「一部」に改め、同条に次の各号を加える。

一 前条第一項第一号イに掲げる場合 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一

二 前条第一項第一号ロに掲げる場合 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三十分の一

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二 国庫は、毎会計年度において、労働保険特別会

準に従い、当該会計年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに前条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができる。

2 前項の政令で定める基準は、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況、求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況等に応じた機動的な国庫の負担が確保されるように定めるものとする。

第七十二条第一項中「又は第二十七条第一項若しくは第二項」を、「第二十七条第一項若しくは第二項又は第六十七条の二第一項」に改め、「第十三条第三項」の下に「、第二十条の二」を、「算定方法」の下に「、第二十条の二の事業」を、「を定めようとするとき、」の下に「第六十七条の二第一項の規定により国庫が同項に規定する費用の一部を負担しようとするとき」を加える。

(略)

計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合（雇用保険率が千分の十五・五（徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率に変更されている場合においては千分の十五、同条第九項の規定により雇用保険率に変更されている場合においては千分の十四・五）以上である場合その他の政令で定める場合に限る。）には、当該会計年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに前条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができる。

(新設)

第七十二条第一項中「第十三条第三項」の下に「、第二十条の二」を、「算定方法」の下に「、第二十条の二の事業」を加える。

(略)

附則第十三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

〔国庫負担に関する暫定措置〕

- 第十三条 国庫は、令和四年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用（同年度において特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十条の三第四項の規定による繰入れ又は同条第五項の規定による補足を行った金額がある場合は、当該金額に相当する額を当該費用に加えた額）の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。第三項において同じ。）による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができる。この場合においては、第六十七条の二の規定は、適用しない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により国庫が同項に規定する費用の一部を負担しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 国庫は、令和四年度における雇用安定事業（新型コロナウイルス

附則第十三条第一項中「及び第六十七条前段」を「（同項第三号から第五号までに規定する費用に係る部分に限る。以下この項において同じ。）」に、「これら」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、「とあるのは、」の下に「前各項（第一項第三号から第五号までを除く。）及び」を加え、同項を同条第二項とする。

附則第十四条の二第一項中「次項」の下に「並びに附則第十四条の四第一項及び第二項」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第十四条の三 令和四年度から令和六年度までの各年度においては、第六十六条第一項（同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定及び附則第十三条（同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、国庫は、同項（同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

2 前項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、附則第十三条第二項の規定にかかわらず、第六十六条第六項中「前各項」とあるのは、「前各項（第一項第三号から第五号までを除く。）並びに附則第十三条第一項（第一項第五号に規定する費用に係る部分に限る。）及び第十四条の三第一項」とする。

ルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施する事業であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。）に要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額について負担するものとする。

第十四条の四 国庫は、令和四年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用（同年度において特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十条の三第四項の規定による繰入れ又は同条第五項の規定による補足を行つた金額がある場合は、当該金額に相当する額を当該費用に加えた額）の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、第六十六条第一項第一号及び第二号並びに第六十七条並びに附則第十三条第一項（第六十六条第一項第五号に規定する費用に係る部分に限る。）及び前条第一項（第六十六条第一項第三号に規定する費用に係る部分に限る。）に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができるとする。この場合においては、第六十七条の二の規定は、適用しない。

2) 国庫は、令和四年度における雇用安定事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施する事業であつて、厚生労働省令で定め

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

(略)

(職業能力開発促進法の一部改正)

第三条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

(略)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

るものに限る。)に限る。)に要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額について負担するものとする。

3 | 令和四年度における前条第二項の規定の適用については、同項中「及び第十四条の三第一項」とあるのは、「第十四条の三第一項並びに第十四条の四第一項及び第二項」とする。

附則第十五条中「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

(略)

(職業能力開発促進法の一部改正)

第三条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

(略)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

(略)

附則第十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十条 削除

附則第十条の二を削る。

(略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第五条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一百一条第二項中「育児休業給付」の下に、「同法第六十七条の二第一項に規定する失業等給付」を加える。

(略)

附則第十九条の三中「令和二年度及び令和三年度」を「令和四年

(略)

附則第十条中「第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額（一）を削り、二附則第十三条第一項」を「同条第一項第三号から第五号までの規定による国庫の負担額を除く。）、同法第六十七条の規定による国庫の負担額、同法附則第十三条第一項」に、「育児休業給付金」を「育児休業給付」に、「及び同条第三項」を「並びに同条第二項」に改める。

附則第十条の二中「平成二十九年度から令和三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に、「附則第十三条第一項の規定」を「育児休業給付」に、「附則第十四条第一項の規定」を「介護休業給付金及び育児休業給付」と、「並びに同条第二項」とあるのは、「同法附則第十四条の三第一項の規定による国庫の負担額並びに同条第二項」に改める。

(略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第五条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一百一条第二項中「育児休業給付」の下に、「同法第六十七条の二に規定する失業等給付」を加える。

(略)

附則第十九条の三中「令和二年度及び令和三年度」を「令和四年

度」に、「附則第十四条の二第二項」を「附則第十三条第三項」に改める。

附則第二十条の二第一項中「雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度」を「令和四年度」に、「第六十六条及び第六十七条」を「第六十七条の二まで」に、「附則第十三条第一項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項」を「第六十七条の二まで及び附則第十三条」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

度」に、「附則第十四条の二第二項」を「附則第十四条の四第二項」に改める。

附則第二十条の二第一項中「及び第六十七条」を「から第六十七条の二まで」に、「附則第十三条第一項及び同条第三項」を「第六十六条（第一項第三号から第五号まで及び第六項を除く。）、第六十七条及び第六十七条の二並びに附則第十三条第一項及び同条第二項」に改め、同条第二項中「平成二十九年年度から令和三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に改め、「については」の下に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「及び第六十七条」を「から第六十七条の二まで」に、「附則第十四条第一項及び同条第三項」を「第六十六条（第一項第三号から第五号まで及び第六項を除く。）、第六十七条及び第六十七条の二並びに附則第十三条第一項（同法第六十六条第一項第五号の規定による国庫の負担額に係る部分に限る。）及び第十四条の三第一項並びに同条第二項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 令和四年度における前項の規定の適用については、同項中「令和四年度から令和六年度までの各年度」とあるのは「令和四年度」と、「及び第十四条の三第一項並びに同条第二項」とあるのは「、第十四条の三第一項並びに第十四条の四第一項及び第二項並びに同条第三項の規定により読み替えられた同法附則第十四条の三第二項」とする。



(略)

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第六条 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第一条中雇用保険法第十五条第三項ただし書の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第六十四条の改正規定、同法第七十二条第一項の改正規定(第十三条第三項)

の下に「、第二十条の二」を、「算定方法」の下に「、第二十条の二の事業」を加える部分に限る。)及び同法第七十九条の二の改正規定並びに附則第三条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条第三項の改正規定並びに附則第十二条及び第二十三条の規定 令和四年

(略)

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第六条 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第一条中雇用保険法第十五条第三項ただし書の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十四条、第七十二条第一項及び第七十九条の二の改正規定並びに附則第三条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条第三項の改正規定並びに附則第十二条及び第二十三条の規定 令和四年七月一日

七月一日

三 (略)

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第四条 第一条の規定(附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の雇用保険法第六十七条の二の規定は、令和四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(検討)

第九条 政府は、子育て支援における国の責任を踏まえ、速やかに、子を養育するための休業に係る給付の在り方について、費用の全額を国庫が負担する新たな制度に移行すること及び業務の委託を受けて役務を提供する個人事業者等の雇用によらない働き方をする者を給付の対象とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、新特別会計法附則第二十条の三第一項の規定により繰り入れた場合又は同条第二項の規定により補足した場合には、労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付資金の額及び雇用保険法の規定による育児休業給付に係る収支の状況等を踏まえ、同条第三項の規定による組入れの在り方について検討を加え、必要が

三 (略)

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第四条 第一条の規定(附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の雇用保険法第六十六条から第六十七条の二まで及び附則第十三条の規定は、令和四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(検討)

第九条 政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付(次項において「育児休業給付」という。)及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、新特別会計法附則第二十条の三第一項の規定により繰り入れた場合又は同条第二項の規定により補足した場合には、労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付資金の額及び育児休業給付に係る収支の状況等を踏まえ、同条第三項の規定による組入れの在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、そ

3・4 (略)  
あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3・4 (略)  
の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。